

月形町国民健康保険 特定健康診査等実施計画

(第3期計画：平成30年度～平成35年度)

平成30年3月
月形町

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 序章 計画策定にあたって | 1 |
| 1. 計画策定の背景と基本的考え方 | 1 |
| 2. 計画の性格 | 1 |
| 3. 計画の期間 | 1 |
| 4. 生活習慣病対策の必要性 | 2 |
| 第1章 月形町の国民健康保険の現状 | 3 |
| 1. 月形町の人口動態と被保険者数の推移 | 3 |
| 2. 医療費の状況 | 3 |
| (1) 一人あたりの年間医療費の推移 | 3 |
| (2) 国民健康保険被保険者の受診状況 | 4 |
| 3. 特定健康診査の現状 | 5 |
| (1) 特定健康診査の受診状況 | 5 |
| (2) 有所見者数の割合 | 5 |
| (3) メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合 | 7 |
| 第2章 第2期計画の評価と第3期計画にむけての取り組み | 8 |
| 1. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況 | 8 |
| 2. 評価と取り組み | 9 |
| 第3章 特定健康診査等実施目標 | 10 |
| 1. 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方 | 10 |
| 2. 第3期計画の目標値 | 10 |
| 第4章 特定健康診査等の実施方法 | 11 |
| 1. 特定健康診査の実施方法 | 11 |
| (1) 対象者 | 11 |
| (2) 対象外 | 11 |
| (3) 委託契約に関して | 11 |
| (4) 健診項目 | 12 |
| (5) 外部委託 | 12 |
| 2. 特定保健指導の実施方法 | 13 |
| (1) 特定保健指導の階層化 | 13 |
| (2) 特定保健指導対象者の選定（重点化）の方法 | 13 |
| (3) 特定保健指導の内容 | 14 |

| | |
|----------------------------|----|
| (4) 外部委託 | 14 |
| 3. 特定健康診査・特定保健指導の周知や案内の方法 | 14 |
| 第5章 特定健康診査等データ管理 | 15 |
| 1. 特定健康診査及び特定保健指導のデータ受領と保存 | 15 |
| 2. 保存期間 | 15 |
| 3. 個人情報の取扱い | 15 |
| 第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知・評価 | 15 |
| 1. 計画の公表 | 15 |
| 2. 計画の評価及び見直し | 15 |

序章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と基本的考え方

我が国は国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や保健医療水準を達成してきました。しかしながら急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっています。

このような状況に対応するため、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、保険者は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査を実施し、その結果により、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することとしました。

月形町におきましても、国民健康保険被保険者に対し、生涯にわたる生活の質の維持向上に向けて、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入した特定健康診査及び特定保健指導を積極的に推進し、町民の健康づくりを図っています。

本計画は、平成25（2013）年度から平成29（2017）年度を計画期間とする「第2期特定健康診査実施計画」が終了することから、第2期計画の実施状況を踏まえ、生活習慣病の発症、重症化を抑制し、将来的な医療費の適正化を図ることを目的とし、「第3期特定健康診査実施計画」を策定するものです。

2. 計画の性格

本計画は国の特定健康診査等基本方針に基づき、月形町国民健康保険が策定する計画であり、北海道医療費適正化計画、月形町健康増進計画と十分な整合性を図るものとします。

3. 計画の期間

第3期計画から計画の期間は6年を1期とし、第3期計画の計画期間は平成30（2018）年から平成35（2023）年までの6年間とします。

4. 生活習慣病対策の必要性

特定健康診査等基本方針第2の1の1「特定健康診査の基本的な考え方」から

(1) 国民の受療の実態をみると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率は上昇しています。これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高脂血症、脂質異常症、肥満症等の生活習慣病の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、この後こうした疾患が重症化し、虚血性心疾患や脳卒中の発症に至るといった経過をたどります。

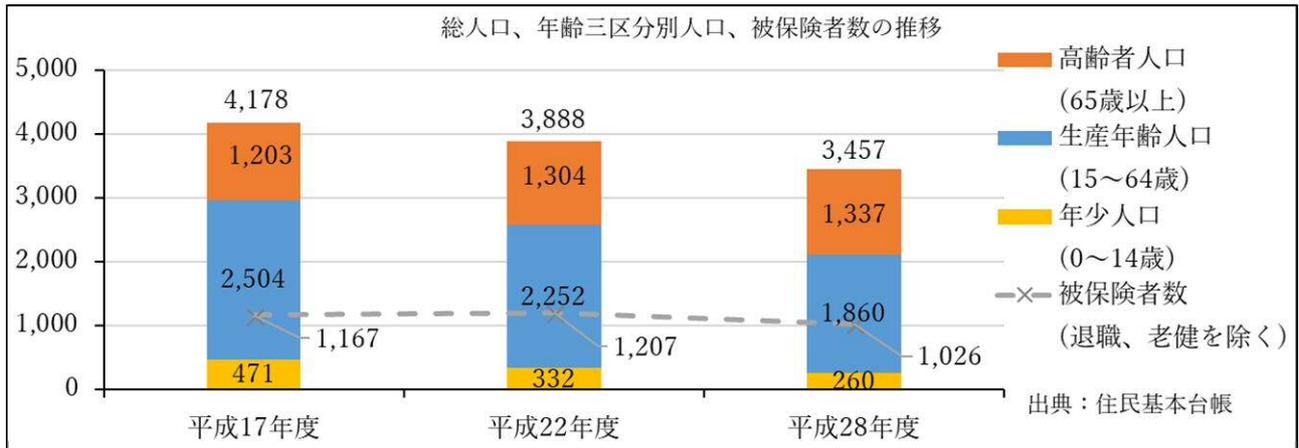
このため、生活習慣の改善により、若い時からの糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を発症しない境界域の段階で留めることができれば通院患者を減らすことができ、更に重症化や合併症の発症を抑え、入院患者を減らすことができます。この結果、国民の生活質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能になります。

(2) 糖尿病等の生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）に起因する 경우가多く、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症リスクが高くなります。このため、内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームの概念に基づき、この該当者及び予備群に対し、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の生活習慣病や、これが重症化した虚血性心疾患、脳卒中等の発症リスクの低減を図ることが可能となります。

(3) 特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものです。

第1章 月形町の国民健康保険の現状

1. 月形町の人口動態と被保険者数の推移



月形町の総人口は平成28（2016）年度で3,457名となっています。一貫して減少傾向が継続しており、平成17年度からの11年間で721名減少しています。

年齢三区分別人口の構成を見ると、高齢者人口は増加が継続している一方で、生産年齢人口と年少人口は一貫して減少傾向が継続しており、少子高齢化の流れが今後も継続するものと考えられます。

平成28（2016）年10月1日時点における被保険者数については1,026名となっており、総人口の約29.7%が月形町国民健康保険に加入しています。

2. 医療費の状況

(1) 一人あたりの年間医療費の推移



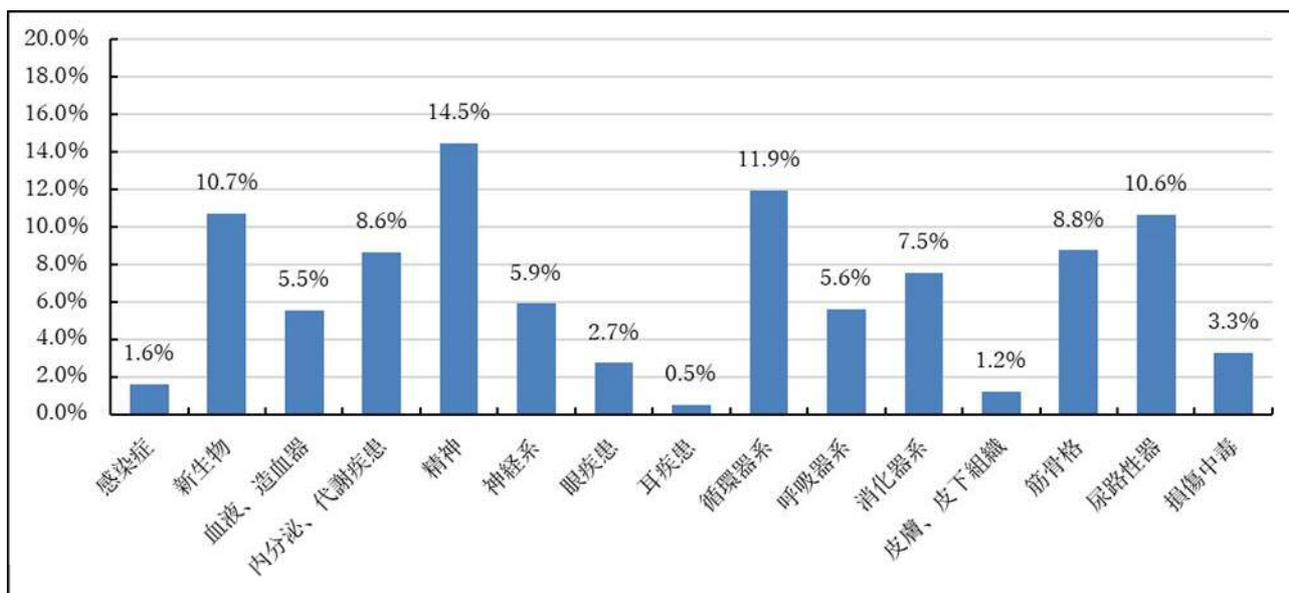
*退職被保険者：共済年金や厚生年金を受けられる人で、年金の加入期間が20年以上、または40歳以上の国保の加入期間が10年以上ある人及びそのご家族

*一般被保険者：退職被保険者以外の国民健康保険加入者

平成28（2016）年度の一人あたりの年間医療費は、一般被保険者*が年間約36万3000円、退職被保険者*が年間約22万9000円となっています。一般被保険者の一人あたり医療費は、平成23（2011）年度から平成26（2014）年度にかけては減少していましたが、平成27

(2015)年度以降は再び医療費が増加傾向に転じています。

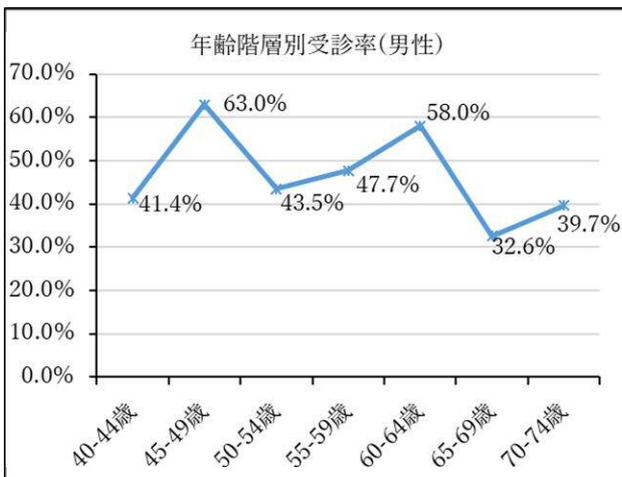
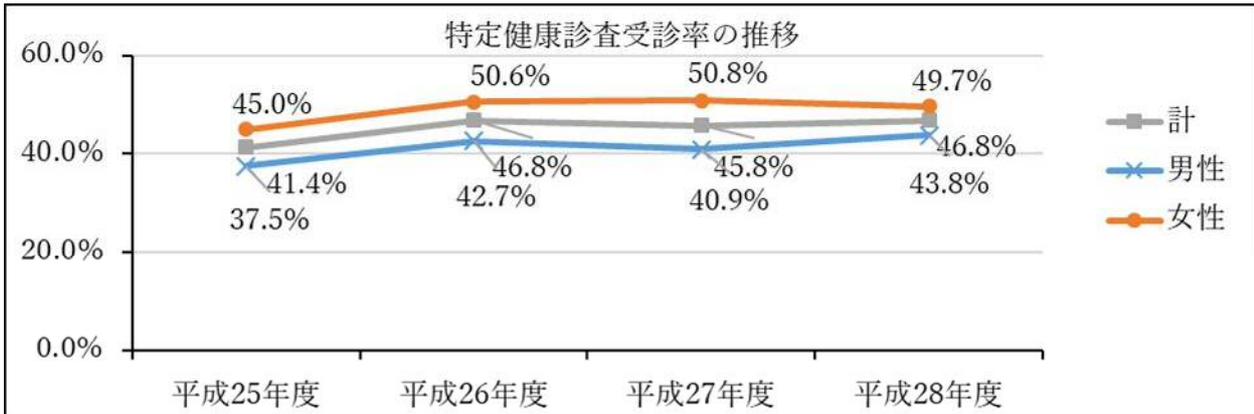
(2) 国民健康保険被保険者の受診状況 (疾病大分類ごとの医療費割合)



平成28(2016)年度の受診状況は、「精神」が最も多くなっており、次いで「循環器系」「新生物」「尿路性器」「筋骨格」と続いています。

3. 特定健康診査等の現状

(1) 特定健康診査の受診状況

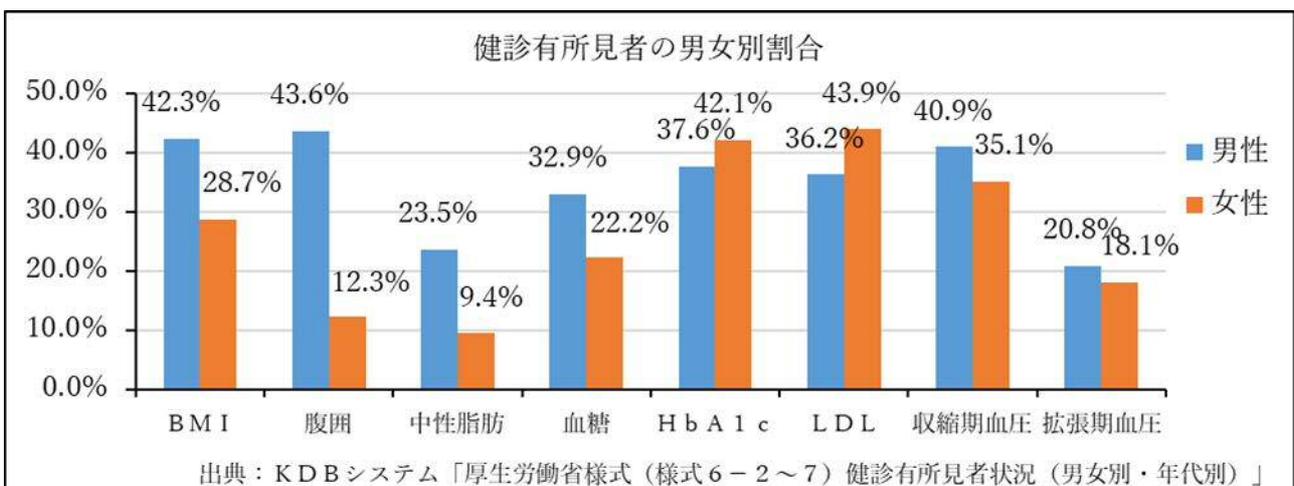


出典：特定健診等管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果報告」

特定健康診査の受診率は、平成28（2016）年度は46.8%となっています。いずれの年度においても男性より女性の方が受診率は高くなっています。

年齢階層別受診率を見ると、男女ともに60歳代、70歳代の受診率がやや低くなっています。

(2) 有所見者数の割合



健診有所見者の男女別割合について、「HbA1c」「LDL」を除き、男性のほうが女性よりも有所見者割合が多くなっています。

健診有所見者の年齢階層別割合（平成25年度と平成28年度の比較）

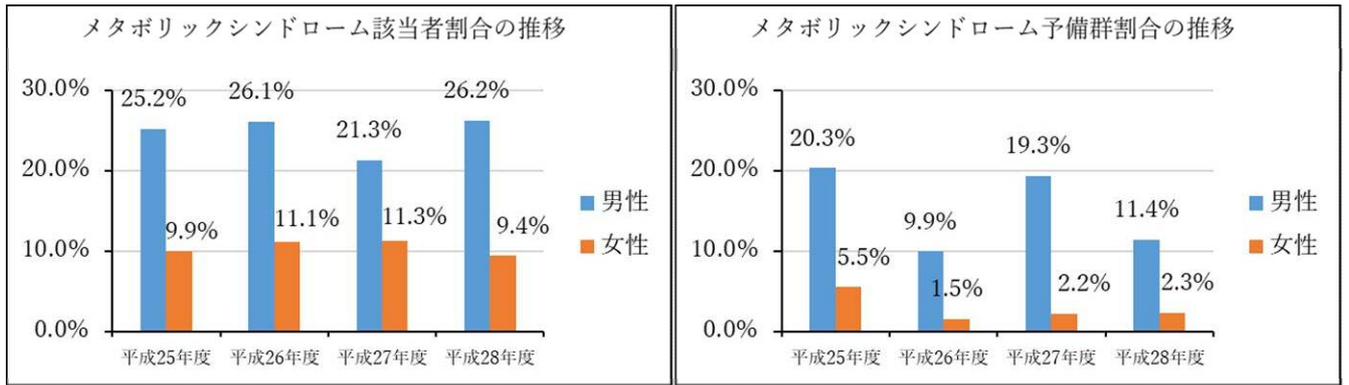
| | | 男性 | | | 女性 | | |
|--------|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第1位 | 第2位 | 第3位 |
| 40～49歳 | 平成25年 | LDL 58.1% | BMI 35.5% | 腹囲 32.3% | LDL 45.0% | HbA1c 20.0% | 拡張期血圧 20.0% |
| | 平成28年 | LDL 51.7% | BMI 37.9% | 腹囲 37.9% | LDL 30.0% | BMI 20.0% | 腹囲 15.0% |
| 50～59歳 | 平成25年 | HbA1c 41.4% | 腹囲 42.9% | 収縮期血圧 37.1% | HbA1c 53.8% | LDL 38.5% | 収縮期血圧 25.6% |
| | 平成28年 | LDL 41.9% | BMI 41.9% | 腹囲 38.7% | LDL 54.8% | HbA1c 41.9% | BMI 25.8% |
| 60～64歳 | 平成25年 | 腹囲 57.1% | HbA1c 57.1% | BMI 46.4% | LDL 45.5% | HbA1c 45.5% | BMI 24.2% |
| | 平成28年 | 腹囲 41.4% | HbA1c 41.4% | BMI 37.9% | 収縮期血圧 39.1% | LDL 34.8% | HbA1c 34.8% |
| 65～69歳 | 平成25年 | HbA1c 48.5% | BMI 42.4% | 腹囲 42.4% | HbA1c 50.9% | LDL 47.2% | 収縮期血圧 34.0% |
| | 平成28年 | 血糖 58.6% | 収縮期血圧 55.2% | BMI 48.3% | LDL 53.8% | 収縮期血圧 44.2% | HbA1c 40.4% |
| 70～74歳 | 平成25年 | 収縮期血圧 73.5% | BMI 52.9% | HbA1c 50.0% | HbA1c 61.8% | 収縮期血圧 52.7% | LDL 38.2% |
| | 平成28年 | 収縮期血圧 64.5% | HbA1c 51.6% | 腹囲 51.6% | HbA1c 60.0% | 収縮期血圧 40.0% | BMI 37.8% |
| 合計 | 平成25年 | HbA1c 46.6% | 腹囲 44.1% | BMI 42.2% | HbA1c 50.5% | LDL 42.5% | 収縮期血圧 32.5% |
| | 平成28年 | LDL 40.3% | HbA1c 40.0% | 収縮期血圧 37.8% | LDL 43.9% | HbA1c 42.1% | 収縮期血圧 35.1% |

出典：KDBシステム「厚生労働省様式（様式6-2～7）健診有所見者状況（男女別・年代別）」

健診有所見者の年齢階層別割合を見ると、平成28（2016）年度は男女ともに「LDL」「HbA1c」「収縮期血圧」が上位を占めています。「LDL」については、男性は若年層に多く、女性はほぼすべての年齢階層で有所見者割合が高くなっています。

平成25（2013）年度と平成28（2016）年度の比較では、女性は大きな変化は見られませんが、男性では「腹囲」と「BMI」が平成25（2013）年度では上位3位に含まれていましたが、平成28（2016）年度は含まれていません。

(3) メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合



出典：特定健診等管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果報告」

メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合を見ると、いずれの年度においても男性のほうが女性よりも該当率が高くなっています。男性は4人に1人、女性は10人に1人の割合でメタボリックシンドローム該当者となっています。

第2章 第2期計画の評価と第3期計画にむけての取り組み

1. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

第2期計画の目標値と実績は下記のとおりです。

| | | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------------------------|-------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定健康診査 | 目標値 (計画) | 受診率 | 50.0% | 52.0% | 55.0% | 57.0% | 60.0% |
| | | 対象者数 | 820人 | 820人 | 820人 | 820人 | 820人 |
| | | 実施者数 | 410人 | 426人 | 451人 | 467人 | 492人 |
| | 実績 (結果) | 受診率 | 41.4% | 46.8% | 45.8% | 46.8% | — |
| | | 対象者数 | 785人 | 770人 | 733人 | 684人 | — |
| | | 実施者数 | 325人 | 360人 | 336人 | 320人 | — |
| 特定保健指導 | 目標値 (計画) | 実施率 | 40.0% | 45.0% | 50.0% | 55.0% | 60.0% |
| | | 対象者数 | 41人 | 42人 | 45人 | 46人 | 49人 |
| | | 実施者数 | 15人 | 19人 | 23人 | 25人 | 29人 |
| | 実績 (結果) | 実施率 | 47.8% | 37.5% | 51.9% | 63.2% | — |
| | | 対象者数 | 23人 | 16人 | 27人 | 19人 | — |
| | | 実施者数 | 11人 | 6人 | 14人 | 12人 | — |
| メタボリックシンドローム 該当者・予備群の減少率 | | | 目標 | — | — | — | 25%減少 |
| | | | 実績* | △22.6% | △16.0% | △23.5% | — |

*メタボリックシンドローム該当者・予備群数の前年度比較により算出

2. 評価と取り組み

～特定健康診査について～

第2期計画においては、達成目標を前ページのとおり定め、実施率の向上に取り組ましました。

特定健康診査の実施率は、平成25（2013）年度から徐々に上昇したものの、平成28（2016）年度の実施率は46.8%となり目標値の60.0%は達成することができませんでした。

特定健康診査の受診率向上と目標達成を目指し、特定健康診査受診券の個別送付、当該年度の重点勧奨対象者に対する、訪問及び電話での個別勧奨を行ってきましたが、受診率の伸びは頭打ちの状況にあります。

第3期計画目標達成に向けた取り組み

- ・特定健康診査受診券の個別送付、当該年度の重点勧奨対象者に対する、訪問及び電話による個別勧奨をこれまで同様に実施する。
- ・特定健診対象者に対しアンケート調査を行い、受診又は未受診理由を把握し、受診率向上への健診実施体制の整備を実施する。
- ・個人への受診勧奨だけではなく、各事業所での健診実施体制を把握し、事業所健診との連携を図る。
- ・町立病院による医療受診者の健診受診体制の強化（データ受領）をすすめる。

～特定保健指導について～

特定保健指導の平成28（2016）年度実施率は63.2%で、目標値の60.0%を達成しました。ただし、特定保健指導対象者数及び実施者数は目標値を下回っています。

メタボリックシンドローム該当者及び予備群については、平成20年度からの減少率が評価項目となり、目標値は平成29（2017）年度で25.0%減少となっています。月形町では、第2期計画期間における減少率は23.5%となっています。

第2期計画期間中において、被保険者の療養諸費の増加、男性の4人に1人、女性の10人に1人はメタボリックシンドローム該当者であり、予備群は年々減少しているのに対し該当者数は年々増加している傾向が見られます。

これらを踏まえ、特定保健指導対象者へは積極的に関わることで、対象者のモチベーションを上げ、個別支援と集団支援を活用した効果的な保健指導を行い、特定保健指導実施率の向上とメタボリックシンドローム該当者の減少を目指します。

第3期計画の目標達成に向けた取り組み

- ・特定保健指導対象者の生活実態に合った的確な指導を行う。
- ・6か月の継続支援で途中脱落がないよう、適切なアプローチを行い、特定保健指導の継続を図る。
- ・運動を中心とした生活習慣病改善を目的に行うスリムアップ教室を有効に活用し、対象者への積極的な支援を行う。

第3章 特定健康診査等実施目標

1. 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方

第2期計画では特定健診受診率が46.8%にとどまっております、それ以上の伸びが見られませんでした。第3期計画では未受診者への調査及び分析を行い、受診率のさらなる向上を図ります。

2. 第3期計画の目標値

【達成しようとする目標と実施予定数】

| | | 平成30年度 (2018) | 平成31年度 (2019) | 平成32年度 (2020) | 平成33年度 (2021) | 平成34年度 (2022) | 平成35年度 (2023) |
|----------------------------------|------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 特定健康 診査 | 受診率 | 50.0% | 52.0% | 54.0% | 56.0% | 58.0% | 60.0% |
| | 対象者数 | 634人 | 608人 | 583人 | 558人 | 533人 | 507人 |
| | 実施者数 | 317人 | 316人 | 315人 | 312人 | 309人 | 304人 |
| 特定保健 指導 | 実施率 | 60.0% | 62.0% | 64.0% | 66.0% | 68.0% | 70.0% |
| | 対象者数 | 21人 | 21人 | 21人 | 21人 | 21人 | 21人 |
| | 実施者数 | 13人 | 13人 | 13人 | 14人 | 14人 | 15人 |
| メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率（平成20年度比） | | | | | | | 25%減少 |

～特定健診対象者数～

国保被保険者数の減少に伴い、対象者数の減少傾向が継続することを想定して算出

～特定保健指導対象者～

平成25（2013）年度から平成28（2016）年度の期間中の対象者数の平均値21人を対象者数として想定

第4章 特定健康診査等の実施方法

1. 特定健康診査の実施方法

(1) 対象者

特定健康診査の対象は、町内に住所を有する、当該年度内に40歳から74歳となる者で、かつ該当実施年度に一年間を通じて加入している国民健康保険の被保険者とします。

(2) 対象外

次に該当する人は、特定健康診査の対象外とします。

- ・妊産婦
- ・刑事施設・労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者
- ・国内に住所を有しない者
- ・船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶にいる者
- ・病院又は診療所に6か月以上継続して入院している者
- ・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55号第1項第2号から第5号までに規定する下記の施設に入所又は入居している者
 - 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設
 - 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する施設
 - 老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
 - 介護保険法に規定する特定施設又は介護保険施設等

(3) 委託契約に関して

| 区分 | 実施場所 | 実施時期 |
|--------|---|-----------------|
| 集団健診 | 月形町保健福祉総合センター 月形町交流センター 札幌比内コミュニティセンター 北海道対がん協会（女性ミニドック健診） | 7月、10月 9月、2月 |
| 集団健診以外 | 国民健康保険月形町立病院 札幌厚生病院 複十字総合健診センター 北海道対がん協会 | 通年 |

※集団健診では各種がん検診、エキノコックス症検査、肝炎ウイルス検査も同時実施します。

(4) 健診項目

健診項目は、国の省令・告示で定められた法定の実施項目「基本的な健診項目」と、医師の判断によって追加的に実施することがある「詳細な健診項目」を実施します。月形町国保では、詳細な健診項目についても一連の健診項目として全員を対象に実施します。

また、法定項目のほかに独自の追加項目として「貧血検査」、「腎機能検査」、「心電図検査」、「眼底検査」を実施します。

<基本的な健診項目>

| 内 容 | | |
|-------|--------------------|---|
| 質問票 | 食事、運動習慣、服薬歴、喫煙歴など | |
| 身体計測 | 身長、体重、BMI（体格指数）、腹囲 | |
| 理学的所見 | 身体診察 | |
| 尿検査 | 尿糖、尿蛋白 | |
| 血液検査 | 脂質検査 | 中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール |
| | 血糖検査 | 空腹時血糖、ヘモグロビンA1c |
| | 肝機能検査 | AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP） |

<追加健診項目>

| 内 容 | |
|-------|-----------------|
| 貧血検査 | 赤血球、血色素、ヘマトクリット |
| 腎機能検査 | 血清クレアチニン |
| 心電図検査 | 医師が必要と判断した方のみ |
| 眼底検査 | |

(5) 外部委託

集団健診、個別健診ともに直接特定健診実施機関と委託契約を結びます。

契約内容：特定健診検査項目の実施、実施期間、結果通知、結果データ作成

2. 特定保健指導の実施方法

(1) 特定保健指導の階層化

特定健康診査の結果から「標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】」に基づき、受診者を階層化し、特定保健指導を実施します。

| 腹囲 | 追加リスク | | ④喫煙歴 | 対象 | |
|--------------------------|--------|---------|----------|---------|---------|
| | ① 血糖 | ②脂質 ③血圧 | | 40-64 歳 | 65-74 歳 |
| ≥85cm (男性) ≥90cm (女性) | 2つ以上該当 | | / | 積極的支援 | 動機付け支援 |
| | 1つ該当 | | あり なし | | |
| 上記以外で BMI ≥25 | 3つ該当 | | / | 積極的支援 | 動機付け支援 |
| | 2つ該当 | | あり なし | | |
| | 1つ該当 | | / | | |

①血糖：空腹時血糖 100mg/dl 以上又はヘモグロビン A1c 5.6%以上

②脂質：中性脂肪 150mg/dl 以上又はHDL コレステロール 40mg/dl 以下

③血圧：収縮期（最高）130mmHg 以上又は拡張期（最低）85mmHg 以上

④喫煙歴： 過去に合計 100 本以上、又は 6 か月以上吸っている者で最近 1 か月も吸っている者

BMI（体格指数） 体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m)

(2) 特定保健指導対象者の選定（重点化）の方法

【最優先重点項目】

対象者 階層化により、「動機づけ支援」「積極的支援」に該当する方

目指す効果 対象者が、代謝等の身体のマカニズムと生活習慣との関係性を理解し、早期に行動変容することで、生活習慣病を予防する。

(3) 特定保健指導の内容

| | 動機づけ支援 | 積極的支援 |
|----------------|---|--|
| 支援形態 | 個別支援 | |
| 支援期間 | 初回面接と6か月後評価 | 初回面接、6か月間 |
| 支援内容 (個別面接) | <p>①対象者が自分の生活習慣の改善すべき点や行動目標を策定し、実行できるよう栄養指導、保健指導を実施します。</p> <p>②初回面接から6か月後に評価面接を行います。</p> | <p>①対象者が自分の生活習慣の改善すべき点や行動目標、行動計画を策定し、実行できるよう3か月以上の継続的な栄養指導、保健指導を実施します。</p> <p>②行動計画の実施状況を踏まえ目標の修正を行います。</p> <p>③初回面接時から6か月経過後に評価を行います。</p> |

(4) 外部委託

J A札幌厚生病院での特定健診受診者で、動機づけ支援対象者についてのみ委託します。

3. 特定健康診査・特定保健指導の周知や案内の方法

- ① 特定健康診査・特定保健指導について、受診率向上のために、町広報及びホームページ I P 電話の活用、地区健康教育などの事業を通じて周知を図ります。
- ② 特定健康診査対象者には、特定健診受診券に健診日程等の案内を同封し送付します。
- ③ 当該年度の重点対象者には、電話及び訪問等を通じて受診勧奨を行います。
- ④ 受診率向上を目的に事業所健診との連携を図ります。
- ⑤ 特定保健指導対象者については、健診結果説明会を利用し、特定保健指導受診勧奨を行います。
- ⑥ 電話、メールを有効に活用し、特定保健指導の継続を図ります。

第5章 特定健康診査等データ管理

1. 特定健康診査及び特定保健指導のデータ受領と保存

特定健康診査及び特定保健指導の結果については、特定健診実施機関より国で定めた標準的な電子データファイルに基づく電子データの形態で提供をうけ、特定健康診査等データ管理システムに登録し、保存します。

2. 保存期間

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準では、記録作成の日から最低5年間、又は受診者が他の保険者の加入者となった日の属する年度の翌年度の末日までと定められていますが、受診者の生涯にわたる健康づくり、健康維持増進のため、可能な限り記録を保存し、参照できるようにします。

3. 個人情報保護の取扱い

個人情報保護に関する法律を踏まえ対応を行うとともに、月形町個人情報保護に関する条例に基づき管理します。

また、特定健康診査及び特定保健指導の委託機関に対し、個人情報の厳重な管理、利用目的以外の使用の禁止を契約書に定めるとともに、契約内容を順守するよう管理します。

第6章 特定健康診査実施計画の公表・周知・評価

1. 計画の公表

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項」に従い、ホームページへ掲載し公表します。

2. 計画の評価及び見直し

本計画によって実施された特定健診事業について、受診率の増加並びにメタボリックシンドローム該当者の減少を目標に掲げ、計画的に推進します。

毎年度、目標達成状況を確認するとともに、実施体制、周知方法、受診勧奨、保健指導方法等について、評価と見直しを行います。